

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 1月 8日	第35号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例	(住都・総務課) (第32号)	5
規 則		
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第63号)	6
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第64号)	8
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第65号)	9
告 示		
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第464号)	11
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第465号)	14
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第466号)	15
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第467号)	16
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第468号)	18
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第469号)	21
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表	(財政・財政課) (第470号)	23
○ 道路の位置の指定を受けた道路の廃止の指定	(住都・建築指導課) (第471号)	31
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課) (第472号)	32
○ 仮換地の使用収益開始日の通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課) (第473号)	33
教 育 委 員 会 告 示		
○ 瑞穂運動場トレーニング室の臨時休場について	(第18号)	34
○ 指定管理者の指定	(第19号)	35
農 業 委 員 会 規 程		
○ 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正	(第1号)	37

上 下 水 道 局 告 示		
○ 災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の委託	(第8号)	39
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第13号)	40
交 通 局 管 理 規 程		
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第8号)	43
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程及び期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正	(第9号)	44
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市立病院条例施行規程の一部改正	(第20号)	46
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正	(第21号)	47
公 告		
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)		48
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)		49
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)		50
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課)		51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (市経・地域商業課)		52
正 誤		
○ 平成31年 4月 3日付け名古屋市公報第1302号中の訂正について		55

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

国又は地方公共団体が公益上必要と認めて表示し、又は設置する屋外広告物等について、許可の規定の適用を除外します。（第7条関係）

2 施行期日

令和2年1月1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第63号）

1 改正内容

(1) 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第7条の3、附則第4項及び別記第1号様式関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第9条の2関係）

2 施行期日

令和2年1月1日から施行します。ただし、第9条の2の改正規定については、公布の日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第64号）

1 改正内容

瑞穂公園陸上競技場の改築に向けてアジア競技大会運営と一体的に検討を進めるため、主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整）を設置することに伴い、規定を整備します。（第9条関係）

2 施行期日

令和2年1月1日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第65号）

1 改正内容

(1) 居宅介護サービス費等の額の特例等について規定を整備します。（第19条関係）

(2) 保険料の減免について規定を整備します。（第31条関係）

2 施行期日

令和 2年 1月 1日から施行します。

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第32号

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項中第1号の2を第1号の3とし、第1号の次に次の1号を加える。

(1) の2 国又は地方公共団体が公益上必要と認めて表示し、又は設置するもの

第7条第4項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「国若しくは地方公共団体又は」を削る。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第63号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第4号ただし書中「条例第7条第4項第1号に該当するもの」を「国若しくは地方公共団体又は公共的な団体で次条各号に掲げるもの」に改める。

第9条の2第2号中「第48条の20第1項」を「第48条の23第1項」に改める。

附則第4項中「、第9条」を削り、「及び認定の手續並びに」を「の手續及び」に改める。

別記第1号様式中「国、地方公共団体等の公益認定の申請」を「公益認定の申請の有無」に改める。

附 則

1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第9条の2第2号

の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市屋外広告物条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市屋外広告物条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第64号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表総務局総合調整部瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整の項を次のように改める。

瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関する事。	2
---------------------	-----------------------------	---

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第65号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表及び第31条第1項の表中「125万円」を「135万円」に、「159万円」を「169万円」に、「100万円」を「110万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行し、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新規則の規定は、適用日以後に新規則第19条第1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額の特例等」という。）又は第31条第1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなっ

た者の保険料の減免について適用し、適用日前に当該事由に該当することとなった者の居宅介護サービス費等の額の特例等又は保険料の減免については、なお従前の例による。

- 3 適用日から令和 3年 3月31日までの間において、新規則第19条第 1項の表の左欄に掲げる事由又は第31条第 1項の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった場合における新規則第19条第 1項及び第31条第 1項の規定の適用については、新規則第19条第 1項の表中「に規定する合計所得金額（）」とあるのは「に規定する合計所得金額（令和元年12月31日において適用されていた所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令で定めるところにより算定したものをいう。」と、「 135万円」とあるのは「 125万円」と、「 169万円」とあるのは「 159万円」と、「 110万円」とあるのは「 100万円」と、新規則第31条第 1項の表中「 135万円」とあるのは「 125万円」と、「 169万円」とあるのは「 159万円」と、「 110万円」とあるのは「 100万円」とする。

名古屋市告示第 464号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター上小田井 名古屋市西区南川町 199番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2310201351	令和元年 12月 1日
合同会社ラモ 名古屋市港区小碓二丁目 173番地	訪問介護ラーレ 名古屋市港区神宮寺一丁目1303番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200931	令和元年 12月 1日
株式会社フタバ 名古屋市港区東土古町 1丁目18番地	株式会社フタバ 名古屋市港区東土古町 1丁目18番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200949	令和元年 12月 1日
一般社団法人ますみ会 名古屋市中川区下	ヘルパーステーション星空 名古屋市中川区伏	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301556	令和元年 12月 1日

之一色町字波花85 番地の 1	屋一丁目 114番地			
株式会社ステップ 名古屋市天白区植 田西二丁目 304番 地の 2	就労継続支援B型 事業所ステップ 名古屋市天白区植 田西二丁目 304番 地の 2	就労継続支援 B型	2316401278	令和元年 12月 1日
合同会社ピュアス マイル 名古屋市守山区大 字下志段味字横堤 1485番地の 1	にじ色茶屋 名古屋市守山区大 字吉根字階子田 3183番地の23	生活介護	2317601769	令和元年 12月 1日
一般社団法人ここ ろすみか 名古屋市名東区一 社三丁目76番地	ココクル 名古屋市名東区一 社三丁目76番地	就労継続支援 B型	2318001308	令和元年 12月 1日
株式会社リバティ 名古屋市南区内田 橋二丁目10番 6号	ほまれの家名古屋 南店 名古屋市南区内田 橋一丁目 7番20号	就労継続支援 A型	2318101116	令和元年 12月 1日
合同会社WAYM AKER 名古屋市緑区ほら 貝一丁目 429番地	訪問介護WAYM AKER 名古屋市緑区ほら 貝一丁目 429番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501414	令和元年 12月 1日
ギブアンドギブ合 同会社 名古屋市緑区平手 南一丁目1408番地 の 1	ウィードフラワー 名古屋 名古屋市緑区ほら 貝一丁目 237番地 の 2	共同生活援助	2328500125	令和元年 12月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 465号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
有限会社丸八介護サービス 名古屋市中村区西米野町 1丁目76番地の 6	相談支援事業所せんなり 名古屋市中村区千成通 2丁目47番地の 1	特定相談支援	2330100179	令和元年 12月 1日
		障害児相談支援	2370100154	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 466号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
合同会社ファースト 名古屋市守山区廿軒家11番19号	訪問介護パートナー 名古屋市中区新栄二丁目48番11号	居宅介護 重度訪問介護	2317601629	令和元年 11月25日
合同会社ピュアスマイル 名古屋市守山区大字下志段味字横堤1485番地の 1	にじ色茶屋 名古屋市守山区大字吉根字階子田3183番地の23	生活介護	2317601678	令和元年 11月30日
株式会社愛林会 名古屋市南区豊二丁目13番27号	おーしゃん 名古屋市南区豊二丁目13番27号	就労継続支援 B型	2318100910	令和元年 11月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人福智会	訪問看護ステーションHOPE	名古屋市千種区今池五丁目19番12号	令和元年12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ラモ	訪問介護ラモレ	名古屋市港区神宮寺一丁目1303番地の 1	令和元年12月 1日	訪問介護
合同会社WAYMAKER	訪問介護WAYMAKER	名古屋市緑区ほら貝一丁目 429番地	令和元年12月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ビオ ネスト	通所介護よしの	名古屋市東区芳野三丁目 2番22号	令和元年 12月 1日	地域密着型通所介護
有限会社スポーツ	デイ・フィットネスすぼると 庄内	名古屋市西区市場木町 201番地	令和元年 12月 1日	地域密着型通所介護
株式会社名鉄 ライフサポート	名鉄レコードブック吹上	名古屋市昭和区塩付通 1丁目11番地の 1	令和元年 12月 1日	地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年12月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ワンセルフ	訪問看護ステーション ワンセルフ	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地	令和元年 10月15日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社シンセリー	なごや訪問入浴介護事業所	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 31番地	令和元年 10月23日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社NEXT HOP E	訪問看護ステーション シヤローム	名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地	令和元年 10月29日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社安里	シニアスポー	名古屋市港区砂	令和元年	通所介護

	ツクラブ東海 橋苑	美町 158番地の 1	10月 4日	
合同会社ファ ースト	訪問介護パー トナー	名古屋市中区新 栄二丁目48番11 号	令和元年 10月25日	訪問介護
エーエスケア サービス株式 会社	訪問介護セン ター さふら ん緑	名古屋市緑区大 将ヶ根二丁目 1043番地	令和元年 10月30日	訪問介護
株式会社流行 発信ホールデ ィングス	なないろ介護 名古屋事業 所	名古屋市天白区 一本松二丁目 1206番地	令和元年 10月30日	訪問介護
株式会社ビオ ネスト	通所介護よし の	名古屋市東区芳 野三丁目 2番22 号	令和元年 10月31日	通所介護
テルウェル西 日本株式会社	ケアポート名 古屋	名古屋市中区松 原三丁目 2番 8 号	令和元年 10月31日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社エム ズコンサルテ ィング	デイサービス ぬくもりの家 くすのき	名古屋市北区喜 惣治一丁目30番 地	令和元年 10月10日	地域密着型通所介 護
合同会社ピュ アスマイル	にじ色茶屋	名古屋市守山区 大字吉根字階子 田3183番地の23	令和元年 10月31日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
アサヒサンク リーン株式会 社	アサヒサンク リーン在宅介 護センター千 種・指定居宅 介護支援事業 所	名古屋市千種区 覚王山通 8丁目 35番地	令和元年 10月21日	居宅介護支援
株式会社ケイ ・エス設計	居宅介護支援 事業所 クロ ーバー	名古屋市西区花 原町 149番地	令和元年 10月21日	居宅介護支援
株式会社アラ ウンド	居宅介護支援 事業所 恵	名古屋市中区新 栄二丁目 1番 5 号	令和元年 10月25日	居宅介護支援
テルウェル西 日本株式会社	ケアポート名 古屋	名古屋市中区松 原三丁目 2番 8 号	令和元年 10月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 469号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年12月25日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和元年 5月27日 31指令住開指第37号	名古屋市緑区桶狭間神 明2333番 1外12筆	名古屋市名東区貴船一丁 目41番地 株式会社日建ハウジング 代表取締役 岩永房次
平成31年 3月27日 30指令住開指第 255号	名古屋市緑区桶狭間神 明2330番 2外 1筆	名古屋市緑区桶狭間上の 山 604番地 久野キミ子
平成30年11月19日 30指令住開指第 163号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 298	愛知県北名古屋市西之保 宮前25番地 1 エスポア西春 501号 坂井真人
令和元年 8月27日 31指令住開指第 112号	名古屋市天白区元八事 四丁目 312番	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦

平成31年 3月28日 30指令住開指第 257号	名古屋市緑区白土1907 番	名古屋市瑞穂区妙音通 3 丁目31番地の 1 株式会社サンヨーハウジ ング名古屋 代表取締役 沢田康成
令和元年 5月29日 31指令住開指第33号	名古屋市緑区大高町字 川添38番	東京都武蔵野市境二丁目 2番 2号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎
平成30年 9月19日 30指令住開指第 122号	(第 2工区) 名古屋市天白区平針四 丁目2609番外 4筆	名古屋市瑞穂区瑞穂通三 丁目21番地 丸美産業株式会社 代表取締役 嶺木一志

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 470号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和元年 9月30日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和元年12月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

令和元年度上半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和元年9月30日現在）

（単位：百万円、％）

区分	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	1,269,023	527,162	41.5	438,276	34.5
特別会計	1,129,962	285,124	25.2	345,193	30.5

(2) 公営企業会計（令和元年9月30日現在・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分	収入			支出		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
病院事業会計	36,038	15,832	43.9	38,953	14,532	37.3
水道事業会計	51,322	25,005	48.7	51,012	19,440	38.1
工業用水道事業会計	1,074	518	48.2	1,064	444	41.7
下水道事業会計	76,862	38,052	49.5	75,502	34,284	45.4
自動車運送事業会計	27,297	13,294	48.7	26,355	10,020	38.0
高速度鉄道事業会計	100,313	50,729	50.6	86,626	31,975	36.9
計	292,906	143,430	49.0	279,512	110,695	39.6

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和元年9月30日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

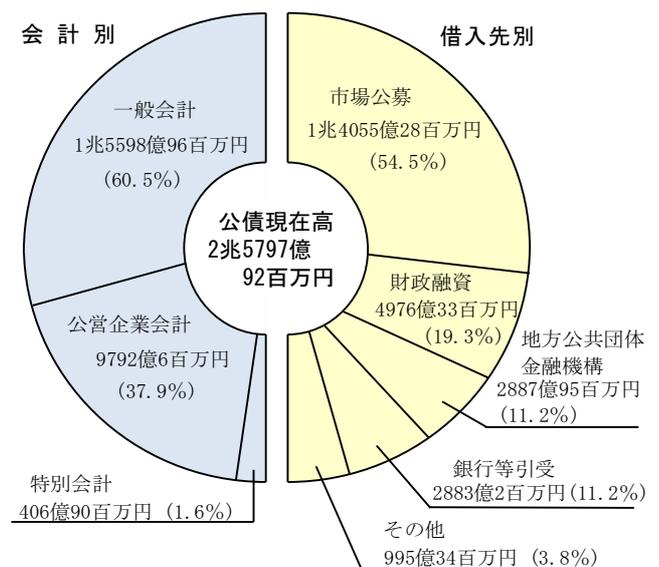
区分	現在高
公有財産	土地 87,431千㎡
	建物 10,146千㎡
	その他 出資による権利 235,728百万円等
物品	7,261点
債権	106,923百万円
基金	262,731百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区分	借入限度額	現在高
一般会計	100,000	—
病院事業会計	14,000	1,700
水道事業会計	2,700	—
工業用水道事業会計	100	—
下水道事業会計	2,800	—
自動車運送事業会計	5,000	—
高速度鉄道事業会計	29,000	295

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

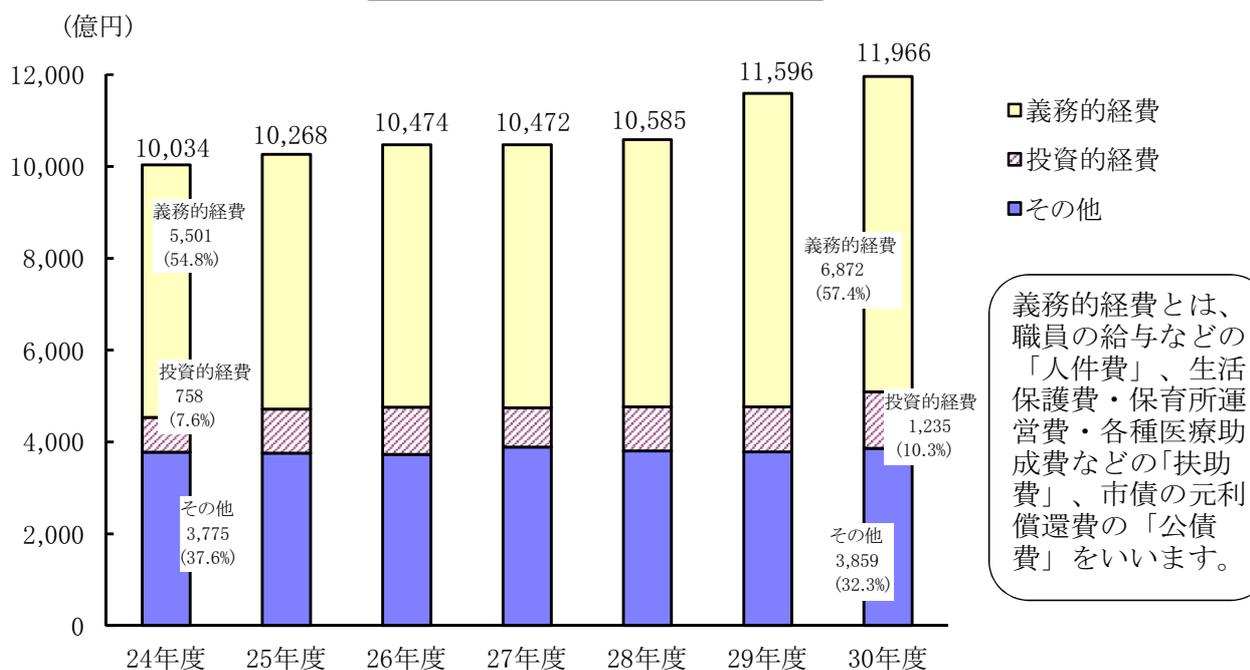
平成30年度一般会計決算の概要

(単位：億円)

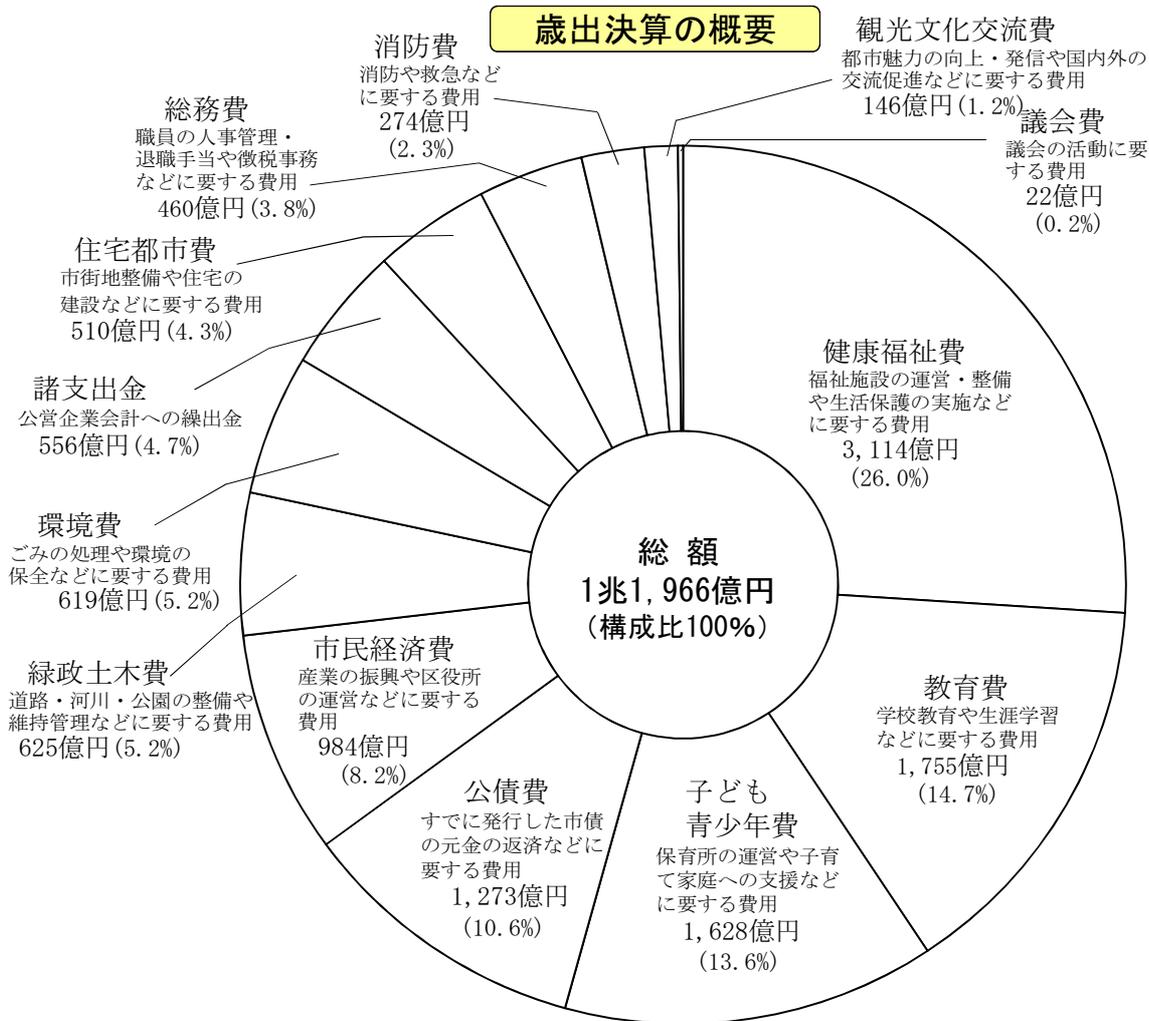
収 入		支 出	
市税	5,833	人件費	2,577
地方譲与税・県税交付金	840	扶助費	3,027
地方交付税	75	公債費	1,268
市債	795	投資的経費	1,235
うち臨時財政対策債	217	物件費	895
国・県支出金	2,505	補助費等	972
諸収入	1,291	貸付金	785
使用料及び手数料	453	繰出金	809
繰越金	47	その他	398
その他	209	支出計 (1)	11,966
		翌年度繰越事業充当財源(2)	33
		実質収支 (3)	49
収入計	12,048	総計 (1)+(2)+(3)	12,048

平成30年度の決算は、市税収入が5,833億円となり、収入の総額が1兆2,048億円、支出の総額が1兆1,966億円となりました。翌年度への繰越財源を除いた実質収支は49億円となっています。

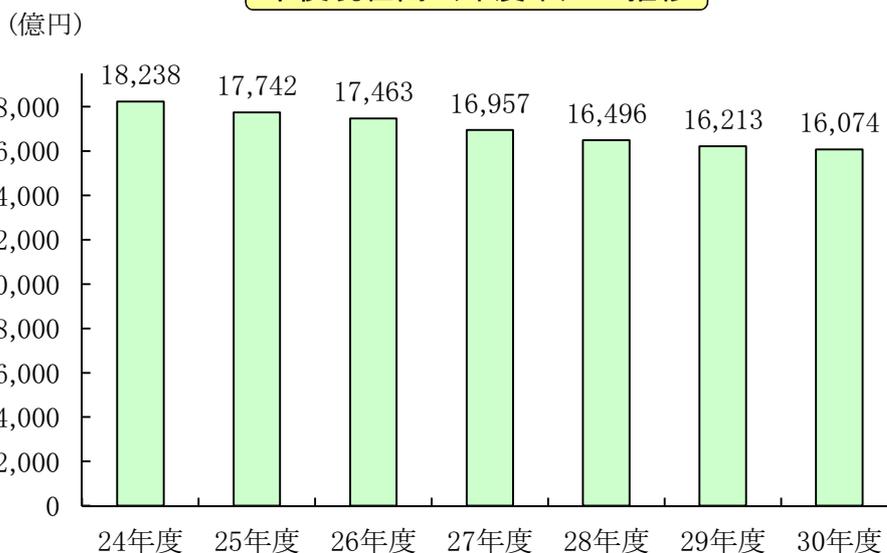
性質別歳出の推移



歳出決算の概要



市債現在高 (年度末) の推移



市の借金にあたる市債の現在高は、平成30年度末では一般会計で1兆6,074億円となり前年度に対して139億円の減となりました。

市民1人当たりによると70万円（平成30年度末住民基本台帳登録人口2,289,598人）となっています。

統一的な基準による財務書類（一般会計等）

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における資産・負債・純資産の状況を示したものです。

平成30年度

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,589,776	固定負債	1,666,228
有形固定資産	2,964,469	地方債	1,452,505
事業用資産	1,212,889	長期未払金	18,250
土地	598,721	退職手当引当金	186,548
立木竹	-	損失補償等引当金	7,257
建物	1,648,934	その他	1,667
建物減価償却累計額	△1,086,687	流動負債	202,894
工作物	98,472	1年内償還予定地方債	172,786
工作物減価償却累計額	△76,948	未払金	1,193
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	39	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	△38	賞与等引当金	19,043
航空機	2,466	預り金	9,550
航空機減価償却累計額	△2,197	その他	322
その他	-	負債合計	1,869,122
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	30,128	固定資産等形成分	3,683,661
インフラ資産	1,736,441	余剰分（不足分）	△1,848,670
土地	1,306,572		
建物	72,257		
建物減価償却累計額	△41,299		
工作物	1,389,280		
工作物減価償却累計額	△1,018,104		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	27,735		
物品	41,391		
物品減価償却累計額	△26,253		
無形固定資産	6,539		
ソフトウェア	2,234		
その他	4,306		
投資その他の資産	618,768		
投資及び出資金	633,772		
有価証券	51,177		
出資金	582,595		
その他	-		
投資損失引当金	△321,902		
長期延滞債権	6,208		
長期貸付金	96,139		
基金	194,521		
減債基金	172,693		
その他	21,828		
その他	10,584		
徴収不能引当金	△554		
流動資産	114,338		
現金預金	18,027		
未収金	2,796		
短期貸付金	32,018		
基金	61,867		
財政調整基金	16,669		
減債基金	45,197		
棚卸資産	-		
その他	9		
徴収不能引当金	△379		
資産合計	3,704,114	純資産合計	1,834,991
		負債及び純資産合計	3,704,114

※ 基準日は会計年度末（3月31日）とし、出納閉鎖日（翌年度の5月31日）までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※ 表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、一会計期間中の経常的な行政サービスに要した費用等を示したものです。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

科 目	金 額 (百万円)	経常費用の構成比率	市民1人当たりの額
		(%)	(千円)
経常費用	987,801	100.0	431.3
業務費用	497,492	50.4	217.3
人件費	257,584	26.1	112.5
職員給与費	208,628	21.1	91.1
賞与等引当金繰入額	19,043	2.0	8.3
退職手当引当金繰入額	12,023	1.2	5.3
その他	17,890	1.8	7.8
物件費等	217,352	22.0	94.9
物件費	114,726	11.6	50.1
維持補修費	45,515	4.6	19.9
減価償却費	57,111	5.8	24.9
その他	-	0.0	-
その他の業務費用	22,556	2.3	9.9
支払利息	17,988	1.8	7.9
徴収不能引当金繰入額	634	0.1	0.3
その他	3,933	0.4	1.7
移転費用	490,309	49.6	214.0
補助金等	113,026	11.4	49.4
社会保障給付	290,442	29.4	126.8
他会計への繰出金	84,993	8.6	37.1
その他	1,848	0.2	0.8
経常収益	85,919		
使用料及び手数料	45,638		
その他	40,281		
純経常行政コスト	901,882		
臨時損失	2,661		
災害復旧事業費	11		
資産除売却損	1,362		
投資損失引当金繰入額	1,287		
損失補償等引当金繰入額	-		
その他	-		
臨時利益	13,159		
資産売却益	1,116		
その他	12,043		
純行政コスト	891,383		

※基準日は会計年度末(3月31日)とし、出納閉鎖日(翌年度の5月31日)までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※市民1人当たりの額は、平成30年度末現在の人口(2,289,598人)により算出

※表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、一会計期間中の純資産の変動内容を示したものです。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	合計		
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	1,783,122	3,668,882	△1,885,761
純行政コスト(△)	△891,383		△891,383
財源	936,347		936,347
税収等	685,870		685,870
国県等補助金	250,477		250,477
本年度差額	44,964		44,964
固定資産等の変動(内部変動)		7,873	△7,873
有形固定資産等の増加		60,237	△60,237
有形固定資産等の減少		△58,816	58,816
貸付金・基金等の増加		143,290	△143,290
貸付金・基金等の減少		△136,839	136,839
資産評価差額	△24	△24	
無償所管換等	6,930	6,930	
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	51,870	14,779	37,091
本年度末純資産残高	1,834,991	3,683,661	△1,848,670

※ 基準日は会計年度末(3月31日)とし、出納閉鎖日(翌年度の5月31日)までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※ 表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、一会計期間中の現金の流れを「業務」「投資」「財務」に分類して示したものです。

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	933,948
業務費用支出	443,639
人件費支出	261,837
物件費等支出	160,241
支払利息支出	17,988
その他の支出	3,574
移転費用支出	490,309
補助金等支出	113,026
社会保障給付支出	290,442
他会計への繰出支出	84,993
その他の支出	1,848
業務収入	995,813
税収等収入	685,216
国県等補助金収入	225,311
使用料及び手数料収入	45,592
その他の収入	39,694
臨時支出	11
災害復旧事業費支出	11
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	61,853

科目	金額
【投資活動収支】	
投資活動支出	202,836
公共施設等整備費支出	59,556
基金積立金支出	59,373
投資及び出資金支出	4,588
貸付金支出	23,938
その他の支出	55,381
投資活動収入	162,257
国県等補助金収入	25,166
基金取崩収入	40,371
貸付金元金回収収入	39,816
資産売却収入	1,460
その他の収入	55,443
投資活動収支	△40,580
【財務活動収支】	
財務活動支出	162,321
地方債償還支出	160,833
その他の支出	1,488
財務活動収入	143,093
地方債発行収入	143,093
その他の収入	-
財務活動収支	△19,228
本年度資金収支額	2,045
前年度末資金残高	6,432
本年度末資金残高	8,477

前年度末歳計外現金残高	6,459
本年度歳計外現金増減額	3,092
本年度末歳計外現金残高	9,550
本年度末現金預金残高	18,027

※ 基準日は会計年度末(3月31日)とし、出納閉鎖日(翌年度の5月31日)までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※ 表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率

区 分	算 定 内 容	30年度 比 率	29年度 比 率	28年度 比 率	早 期 健全 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—※	—	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	—	—	16.25%	30%
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずる経費の標準財政規模に対する比率	9.4%	10.5%	11.8%	25%	35%
将来負担比率	地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	118.2%	125.0%	138.8%	400%	/
資金不足比率	会計ごとの事業規模（料金収入）に対する資金不足額の割合					
	市場及びと畜場特別会計	—	—	—	経営健全化基準 20%	
	名古屋城天守閣会計	—	—	—		
	市街地再開発事業特別会計	—	—	—		
	病院事業会計	—	—	—		
	水道事業会計	—	—	—		
	工業用水道事業会計	—	—	—		
	下水道事業会計	—	—	—		
	自動車運送事業会計	—	—	—		
	高速度鉄道事業会計	—	—	—		

※ 「—」は赤字額・資金不足額が発生していないことを示しています。

財政のあらまし
 令和元年12月発行
 令和元年度上半期財政運営の状況
 平成30年度一般会計決算の概要
 統一的な基準による財務書類（一般会計等）
 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
 編集 名古屋市財政局財政部財政課
 発行 名古屋市

名古屋市告示第 471号

道路の位置の指定を受けた道路の廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により道路の位置の指定を受けた道路について廃止の指定をしました。

令和元年12月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 廃止の指定をした道路の位置
名古屋市瑞穂区大喜新町 3丁目 5番 1及び春敲町 3丁目18番 1の各一部
- 2 廃止の指定をした道路の指定年月日及び番号
昭和38年 5月 6日第 6号
- 3 廃止の指定をした道路の延長及び幅員
延長 86.40メートル 幅員 4.00メートル
- 4 廃止年月日
令和元年12月27日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 472号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和元年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第44条第 4項において準用する同条令第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第30条第 3項において準用する同規則第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和元年12月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	棟名称	号	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
新栄荘	2棟	112号	0.9309	1.4569	0.8151	146,700円
	5棟	104号	0.9309	1.4707	0.8867	131,100円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 473号

仮換地の使用収益開始日の通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行者仙台市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第99条第 2項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が宮城県仙台市宮城野区蒲生二丁目16番12所在の掲示板に掲示されています。

令和元年12月27日

名古屋市長 河 村 たかし

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
郡山新法定相続人 郡山 春二	名古屋市天白区八幡山 357番地 (ネバーランドパート I 101号)	仙台市中野字船入 1 番地の 2

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市教育委員会告示第18号

瑞穂運動場トレーニング室の臨時休場について

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）第2条第3項の規定に基づき、瑞穂運動場トレーニング室を令和2年2月24日から同年3月9日まで臨時休場します。

令和元年12月24日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第19号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月26日

名古屋市教育委員会委員長 鈴木 誠 二

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市東生涯学習センター	さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久

名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 西村 幸久
名古屋市守山生涯学習センター	愛知県豊田市錦町1丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原 幹也

2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月25日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程（平成28年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

第 2 条表中

「

区域の名称	区域の詳細	定数
第 1 区	名古屋市農業委員会規程（平成 11 年名古屋市農業委員会規程第 1 号。以下「委員会規程」という。）第 9 条第 3 項の表第 1 区の項地区の詳細欄に掲げる区域	3 人

」

を

「

区域の名称	区域の詳細	定数
第1区	名古屋市農業委員会規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第1号。以下「委員会規程」という。）第9条第3項の表第1区の項地区の詳細欄に掲げる区域	2人

」

に改める。

附 則（令和元年農業委員会規程第1号）

この規程は、令和2年9月19日から施行する。ただし、推進委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和元年12月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 委託の相手方

日本郵便株式会社 名古屋中郵便局

2 委託する事務の範囲

- (1) 災害用備蓄飲料水「名水」（以下「名水」という。）の販売代金の徴収
- (2) 前号により収納した名水の販売代金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 前2号に定める事務に附帯する事務

3 委託期間

令和元年10月30日から令和2年3月31日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年12月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第2号中「(地公法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第47条第8項中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第50条の2第1項及び附則第5項中「、若しくは失職し」を削る。

(名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号。以下「退職者期末手当等規程」という。)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び
奨励手当の支給に関する規程

第2条中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条第1号若しくは第4号」に改める。

第8条第1項第1号中「支給する時期ごとに1,000分の925(管理職員にあ

っては1,000分の1,125) 」を「6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975(管理職員にあっては、6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175) 」に改める。

第11条の2第1号中「支給する時期ごとに1,000分の815から1,000分の935まで(管理職員にあっては、100分の94から100分の127まで) 」を「6月に支給する場合においては1,000分の815から1,000分の935まで、12月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の985まで(管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の94から100分の127まで、12月に支給する場合においては100分の99から100分の132まで) 」に改める。

第13条中「、若しくは失職し」を削る。

第3条 退職者期末手当等規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975(管理職員にあっては、6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175) 」を「支給する時期ごとに100分の95(管理職員にあっては100分の115) 」に改める。

第11条の2第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の815から1,000分の935まで、12月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の985まで(管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の94から100分の127まで、12月に支給する場合においては100分の99から100分の132まで) 」を「支給する時期ごとに100分の84から100分の96まで(管理職員にあっては、1,000分の965から1,000分の1,295まで) 」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の退職者期末手当等規程(以下「改正後退職者期末手当等規程」という。)の規定は、令和元年12月1日(以下「適用日」

という。) から適用する。

(手当の内払)

- 3 職員が第2条の規定による改正前の退職者期末手当等規程の規定に基づいて、適用日以後に支給を受けた期末手当及び奨励手当は、改正後退職者期末手当等規程の規定による期末手当及び奨励手当の内払とみなす。

名古屋市交通局管理規程第8号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月24日

名古屋市交通局長 河野和彦

別表第1課長の欄第12号中「2万円未満」を「30万円未満」に改め、「及び物品出納職が別に定める1件10万円未満の物品」を削り、同欄第12号の2中「10万円未満」を「30万円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年1月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日現に会計課長が依頼を受けている契約の締結、変更及び解除並びにこれらに伴う措置については、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第9号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程及び期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年12月26日

名古屋市交通局長 河野和彦

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の925」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975」に、「1,000分の1,125」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」に改める。

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975」を「支給する時期ごとの割合は、100分の95」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」を「100分の115」に改める。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第3条 期末手当及び奨励手当に関する規程(昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第1号中「支給する時期ごとに」を「6月に支給する場合においては」に改め、「まで)」の次に「、12月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の985まで(特定管理職員にあっては、100分の99から100分の132まで)」を加える。

第4条 期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第15条の3第1号中「6月に支給する場合には1,000の815から1,000分の935まで」を「支給する時期ごとに100分の84から100分の96まで」に、「100分の94から100分の127まで）、12月に支給する場合には1,000分の865から1,000分の985まで（特定管理職員にあつては、100分の99から100分の132まで）」を「1,000分の965から1,000分の1,295まで）」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程の規定は、令和元年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の名古屋市交通局企業職員給与支給規程の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市病院局管理規程第20号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月26日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第2条第1号中「泌尿器科」の次に「、女性泌尿器科」を加える。

第10条第1号アを次のように改める。

ア 名古屋市立東部医療センター

特別個室A	1日	18,000円
特別個室B	1日	10,000円
一般個室A	1日	8,000円
一般個室B	1日	7,000円
一般個室C	1日	6,000円

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第21号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月26日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「第二泌尿器科」の次に「、女性泌尿器科」を加える。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年12月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1473号	(株)TOM	武藤 敬子	愛知県尾張旭市庄中町三丁目 6番地 7	令和元年11月 1日
第1466号	(株)野々山 住設さく らんぼ	野々山 政 一	名古屋市中川区宗円町 2丁目23番地	令和元年11月 6日
第1471号	(有)平川工 業所	平川 衛	愛知県瀬戸市はぎの台一丁目37番地	令和元年11月13日
第1472号	(株)アイア ール設備	菊池 勉	名古屋市西区名駅二丁目34番17号セントラル名古屋1101	令和元年11月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和元年12月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 770号	(有)太陽設備	武藤 敬子	愛知県尾張旭市井田町二丁目 251番地	令和元年11月 1日
第1466号	野々山住設	野々山 政一	名古屋市中川区宗円町 2丁目23番地	令和元年11月 6日
第1231号	太宝設備	大久保 重則	名古屋市天白区野並一丁目 216番地	令和元年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年12月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1473号	(株)T O M	武藤 敬子	愛知県尾張旭市庄中町三丁目 6番地 7	令和元年11月 1日
第1438号	(株)タカオ 設備	大屋 貴雄	名古屋市中村区太閤通 7丁目15番地	令和元年11月13日
第1471号	(有)平川工 業所	平川 衛	愛知県瀬戸市はぎの台一丁目37番地	令和元年11月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和元年12月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 770号	(有)太陽設備	武藤 敬子	愛知県尾張旭市井田町二丁目 251番地	令和元年11月 1日
第1231号	太宝設備	大久保 重則	名古屋市天白区野並一丁目 216番地	令和元年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年12月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コーナンPRO南宝生店
名古屋市南区宝生町 3丁目22番 ほか13筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
コーナン商事(株)	代表取締役 足田 直太郎	堺市西区鳳東町四丁 401番地 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
コーナン商事(株)	代表取締役 足田 直太郎	堺市西区鳳東町四丁 401番地 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2年 8月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,460平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
58台
- (2) 駐輪場の収容台数
20台
- (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
7.8立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事(株)	午前 6時30分	午後 9時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6時00分から午後 9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和元年12月19日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
南区役所情報コーナー及び港区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年12月26日から令和 2年 4月27日まで。ただし、名古屋市の休日を

定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 4月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

正

誤

平成31年 4月 3日付け名古屋市公報第1302号中の訂正について

ページ	件 名	誤	正
200	名古屋市規則第23号 第 7条第 1項ただし 書中	助言・あつせん申書	助言・あつせん申立書